

# 農業委員会だより

## No. 1

発行：鹿追町農業委員会

発行日：令和6年6月25日



令和6年5月 幌内地区 (株)CIS ファーム

農業委員会だより発行にあたり

鹿追町農業委員会

会長 菊池 輝夫



日頃より農業委員会の取り組みに對しまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の農業委員改選より新たな体制となり約一年が経過しようとしております。その中で、今期の新しい取り組みとしまして、農業委員の活動内容や役割を多くの方に知って頂く機会を設けたいという意見があり、複数名の委員を編集委員とし「農業委員会だより」の発行を企画いたしました。農地行政のみならず様々な情報をお届けしたいと思っておりますので、ご一読いただければ幸いです。

終わりに、今年一年が皆様にとって健やかで実り多い年でありますようご祈念申し上げます、ご挨拶いたします。

## 新体制でスタートしました

農業委員会等に関する法律に基づき、令和5年6月12日開催の定例議会にて同意を得て、町長より任命された13名の委員により第25期農業委員の活動が始まりました。

新たに吹上英輝さん（中鹿追）、上村好美さん（上然別）、加藤元幸さん（幌内）島かおるさん、藤井史織さん、湊上樹さん（南北瓜幕）、加藤毅さん（笹川）、蓮井友人さん（農協理事）が委員となりました。

改選後の農業委員会体制については、下記の通りです。



・委員	・委員	・委員	・委員	・委員	・委員	・委員	・委員
加藤	湊上	蓮井	藤井	島	吹上	上村	加藤
毅	樹	友人	史織	かおる	英輝	好美	元幸
(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)	(新)
笹川	南北瓜幕	農協理事			中鹿追	上然別	幌内

・農政部長	・会長	・農地部長	・委員
坂本 慎一(現)	菊池 輝夫(現)	上嶋 尚(現)	加藤 義雄(現)
北鹿追	清水 智久(現)	下鹿追	美 蔓
	中東瓜幕		
	会長職務代理者		

インタビュー

美蔓 笠間 哲秀 さん



1978年三重県生まれ。  
愛知県内の飲食店にて勤務の後、農業に興味があり、妻の実家である鹿追町にて就農を決意。  
趣味はサーフィン。

## ① 営農形態について

約25ヘクタールの農地にて加工用キャベツ、小麦、馬鈴薯、甜菜を作付けしています。そのうち約8ヘクタールを加工用キャベツの作付けとしており、収穫後は本州へ出荷し、カット野菜や冷凍お好み焼き、冷凍餃子、飲食チェーン店のコールスローサラダ等へと加工され、多くの人たちの口へと運ばれています。

## ② 鹿追町の印象や暮らしについて

皆さんが明るく気持ちの良い人たちで住みやすい町だと思いました。都会とは違ったなじみややすさがあり、特に不便もなく暮らしやすい町です。

## ③ 営農して苦労したことについて

やはり天候や災害です。干ばつや大雨などの被害には頭を悩まされます。また、キャベツの加工工場が近隣に無いため運送費がとて高額のことも大きな悩みの一つです。

## ④ 今後の目標について

昨年より母と妹が鹿追町へ移住しており、農作業に従事しているため、農場を更に拡大できればと思っております。

笠間さんご夫婦



## 最低賃金額(時間額)

960円

前年比40円UP↑

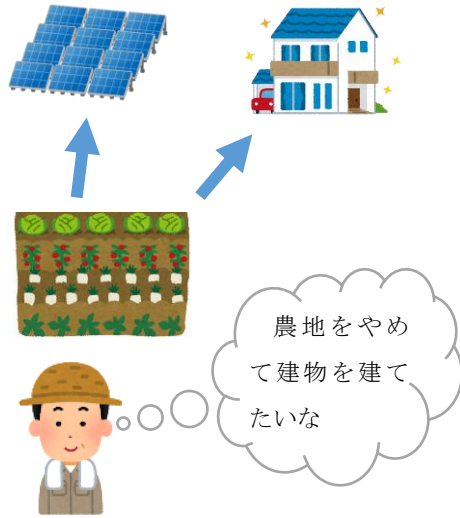
## 最低賃金についてのお知らせ

令和5年10月1日から、北海道内で事業所で働くすべての労働者及び使用者に適用されます。最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。

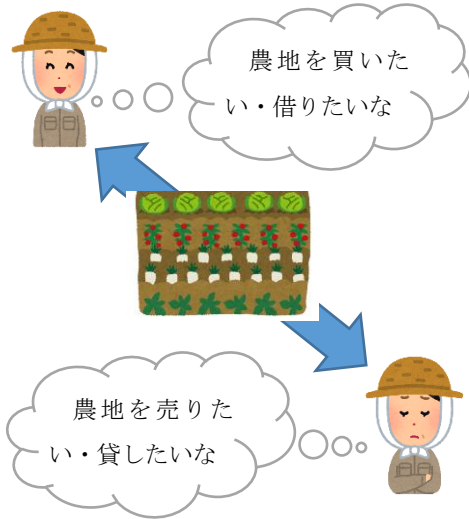
使用者の皆様も、労働者の皆様も必ず労働条件等をチェックしてください！

**○ 農地を転用する場合**  
 農地を農地として使う以外の目的で使用することを農地転用といいます。農地転用するためには、事前に農地法の規定による許可申請または届出を農業委員会に提出していただく必要があります。

**● 申請方法**  
 代書業の方に書類一式を用意・提出していただくのが一般的です。



農業委員会への許可申請・届出が必要です。  
 事前に農業委員会事務局までご相談ください。

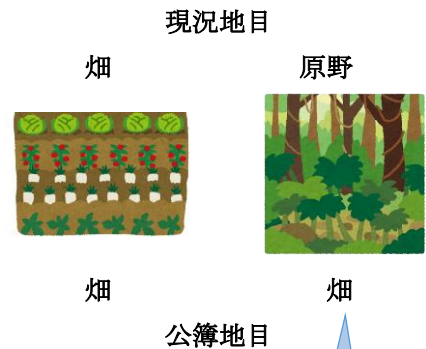


**○ 農地の権利を移動する場合**  
 農地を買うことによって所有権を得る、借りることによって賃貸借権を設定する場合は、農地法の許可申請または届出やその他関係法令による権利の設定が必要です。

**● 申請方法**  
 代書業の方に書類一式を用意・提出していただくのが一般的です。農地あつせんにて取得・賃貸した場合は事務局で作成します。

**○ 農地の地目について**  
 土地は地目という土地の用途による区分があり、登記地目と現況地目（課税地目）があります。この2つの地目は一致しているのが普通ですが、実際には違っていることもあるので、差異がある場合は地目を変更する必要があります。また畑から別の地目へ変更をする場合は、農業委員会へ現況証明願を提出していただく必要があります。

**● 地目の確認方法**  
 登記地目は農業委員会事務局か法務局で、現況地目は固定資産税納税通知書等で確認できます。

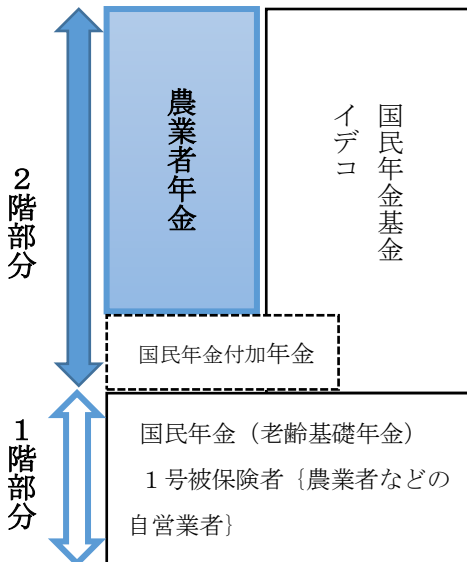


原野でも農地法上「畑」の取り扱いになります。

## 農業者年金制度のご案内

未加入の方はぜひご検討ください！

平均寿命・平均余命が男女ともに伸びており、年金の必要性・重要性は増しています。しかし国民年金の第1号被保険者である農業者の方は、会社員等の方とは違い上乘せ分となる厚生年金がありません。老後生活を考えると国民年金だけでは不安だと思える人も多いためです。農業者年金は終身年金で社会保険



料控除があるなどメリットの多い制度です。加入していない人はぜひご検討してみてください。

### ①農業者なら広く加入できる

- 年間60日以上の農業従事者
- 年齢が20～65歳未満
- 国民年金第1号被保険者 (ただし60歳以上は国民年金任意加入被保険者)

### ②積立方式・確定拠出型だから少子高齢時代に強い

- 国民年金や厚生年金のような賦課方式と違い、将来の年金給付に必要な原資を保険料であらかじめ積み立てていく方式です

### ③保険料は月2万～6万7千円の間で自由に決められる

- 通常加入の保険料は月2万円から6万7千円まで千円単位で自由に選択できます

### ④終身年金

- 加入者が支払った保険料とその運用益を基礎として、裁定された年金額を生計受け取ることができます。80歳前に亡くなった場合は死亡一時金があります

### ⑤税制面の優遇措置がある

- 支払った保険料が全額社会保険料控除
- 年金資金の運用益も非課税
- 受け取る年金も公的年金等控除の対象
- 死亡一時金は非課税

### ⑥一定の要件を満たすと保険料の国庫補助がある

- 60歳までに保険料納付期間等が20年以上見込まれる (39歳までに加入)
- 農業所得が900万円以下
- 認定農業者かつ青色申告者などの要件に該当する

△相続登記の申請が義務化されました△

相続登記がなされていない所有者不明の土地が日本全国で増加しており、大きな社会問題となっています。そのため、国は所有者不明の土地の解消に向けて令和6年4月1日から法律改正をしました。この法律改正により、相続や遺贈により新たに土地を取得された方は相続の開始、または所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記を行う必要があります。相続登記をされていない方は法務局、代書業や弁護士の方と相談して手続きを進めていただきたいと思えます。登記が終わったのちに、農業委員会へ所有者欄が変更された登記簿の写しと共に届出書の提出をお願いいたします。届出書の様式はこちらで用意していますので、慌てていただく必要はありませんが、お忘れのないようお気を付けください。不明な点やお困りごとの際は、農業委員会事務局までお問い合わせください。



鹿追町農業委員会連絡先

0156・66・4036



### 農業委員会の活動② 女性農業委員活動強化研修会に参加しました！

令和6年1月23日～24日に行われた市町村農業委員会・女性農業委員活動強化研修会に清水代理、島委員、藤井委員と事務局の4名が参加しました。女性農業委員の複数登用についてグループワークを行い、互いの活動内容や悩みについて意見交換をしました。

### 農業委員会の活動① 西部地区農委連の総会及び合同研修会に参加しました！

令和6年1月26日に行われた芽室町・新得町・清水町・鹿追町の4町で構成される西部地区農業委員会連絡協議会の総会及び合同研修会に全委員13名と事務局2名が参加しました。



合同研修会では北海道農業会議農政業務担当部長の佐藤匡紀様をお招きして、改正された農地関連法の続報と農業委員の役割という演題で講演していただきました。

地区名	5年度 基準価格	6年度 基準価格
鹿追	340,000	<u>310,000</u> (3万円ダウン)
下鹿追	320,000	<u>300,000</u> (2万円ダウン)
笹川南	310,000	<u>300,000</u> (1万円ダウン)
上然別第1	300,000	<u>290,000</u> (1万円ダウン)

### 農地の標準価格が変わります

鹿追町の各地区における農地につきましては、「生産性・地域性・流動性」等の観点から標準価格を設定しておりますが、近年農業情勢を取り巻く環境が変化し「生産性」については大きな差が生じることが少なくなっておりました。そのため各地区の標準価格の差を縮小するため令和6年4月1日から鹿追・下鹿追・笹川南・上然別第1地区を対象に標準価格を変更しました。

### 編集後記

第25期農業委員会の新たな取り組みとして農業者や町内の方に農業委員会の活動を広く知ってもらうために今回の広報誌を作成しました。初めての試みですが、これからも農業委員会の活動や農業者へのお知らせなど広く周知していきたいと思えます。

末尾になりましたが取材にご協力いただきました皆様に感謝申し上げます。

編集委員会  
委員長 藤井史織  
委員 島かおる  
坂本慎一  
加藤元幸  
上村好美